

令和2年12月3日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市	民	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環	境	田	代		章
教	育	山	崎	公	和
生	涯	幸	尾	か	おる

令和2年12月3日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第41号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第42号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第43号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第44号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第45号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第48号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第49号 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第40号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

おはようございます。それでは、議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は9ページ、議案説明資料も9ページをお願いいたします。

まず、議案書9ページですが、議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を設けたいので、この案を提出するものでございます。

議案書10ページがその内容でございます。よろしく申し上げます。

それでは、以上の具体的な内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

議案説明資料の10ページをお願いいたします。

議案第40号の説明資料でございます。

まず1項目め、改正理由ですが、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当に関し、そのうち、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した場合における特殊勤務手当の額の特例を設けたいので、所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、改正内容について御説明をいたします。

市職員において幾つかある特殊業務の中で、新型コロナウイルス感染症に直接関わる業務は、医師会で計画されている発熱トリアージでの問診、PCR検査補助業務等、感染者専用避難所での健康観察等が想定されます。

なお、今申し上げました発熱トリアージは、名称を替えまして、PCR検査センターとして設置され、12月1日から運用が始まっております。

これら業務の重要性及び作業の困難性に鑑み、さらには国家公務員等に対する処遇を踏まえ、伝染病防疫作業従事職員のうち、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、現行、日額400円の額に関して特例を設けるものでございます。

この内容といたしましては、職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項において、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫作業であって、規則で定めるものに従事した場合に支給する特殊勤務手当の額について、日額4千円を超えない範囲において規則で定める額とするものでございます。

規則で定めるケースといたしましては、新型コロナウイルス感染症患者やその疑いの者を含む人の検体採取や、患者に対する問診、新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件やその疑いがある物件を含む処理等への従事が想定されるところでございます。

次に3項目め、施行期日ですが、公布の日から施行し、令和2年11月1日に遡及して適用

するものでございます。

以上に関しての新旧対照表につきましては、説明資料9ページとなります。

このポイントといたしましては、条例の一部改正は、附則に新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例として第2項を加えて、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当の額は、日額4千円を超えない範囲内において規則で定める額とするものでございます。

以上で議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

おはようございます。9番勝屋でございます。

まず、コロナで大変なことでございますけれども、日額4千円を超えない範囲内において規則で定めるということで、金額をアバウトに捉えていらっしゃるけれども、その辺はどのようなふうな考えで、もう少し具体的に金額をどうされるのかを聞きたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

業務の体制と、あと特に数値的な金額ですけれども、11月ですけれども、まず業務関係は、武雄杵島地区医師会、鹿島藤津地区医師会のほうで南部地区PCR検査センターの実施の概要ということが定められておまして、その項目としては、実施の期間、実施の概要、対象者、そして、実施の体制、診療内容、実施フロー、人員体制、感染予防という項目に分かれて、それで詳細が決められております。

この金額で本日上程いたします手当の具体的な内容についてですが、特に人に関する作業ということで、救護とか、検体採取、先ほど御説明しました内容ですが、基本日額3千円でございます。上限が4千円ということで、この上限について、4千円に該当するものとしては、患者等の体に接触、あるいは患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合、ここが4千円を上限として設定いたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

分かりました。

それでは、新型コロナウイルス、本当に早く終わってほしいなという思いでございますけれども、これがインフルエンザ並みになった場合、ワクチンができて対応が取られるようになった場合、この新型コロナに対する日額4千円、今の現状が緩和といたらおかしいですけど、収まってきた場合には、期限があるのかどうか、収まった場合にこれはつかないようになるのか、インフルエンザ並みになった場合——インフルエンザというか、それぐらいになったときにどういうふうな扱いなのか、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

コロナがインフルエンザ並みになった場合ということで、マスコミ等の中でインフルエンザの数とコロナの数と比較、あるいは対応ということで流れておりますが、あくまでも今回、鹿島市で改正の上程をいたしますのが、本年度の4月に国のほうから各都道府県、そして、それを通じて市町村への通知の中で、新型コロナウイルス感染症に関しての防疫作業の手当の特例、そして業務体制の確立ということであっております、それに応じて全国の自治体では改正を進めているところでございます。

そして、インフルエンザ並みということの判断は、各自治体というよりも、国とか県の方針がある程度取ってあると思っておりますが、それに準じた形で鹿島市でも対応することとしておりますし、あとは、先ほど御説明いたしました県内、そして、うちでいえば、武雄杵島地区、そして、鹿島藤津地区の医師会あたりを中心に方針が出て、その流れの中で歩調を合わせていくということになると思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第41号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2、議案第41号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

それでは、議案第41号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は11ページでございます。

提案理由は、市税等の減免に係る申請書の申請期限を延長したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の13ページをお願いいたします。

2番の改正内容でございます。

まず、対象となります税種がアからオまで、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税——これは耳なじみがないかと思えますけれども、5,000平米とか1万平米とか広い土地を何もせずに保有していた場合に以前かかっていた税金であります。現在、平成15年から新規課税は停止ということで国のほうからあっております。課税はあっておりません。それと、国民健康保険税ということで、コロナに関連しましては、この次の議案で出ておりますけれども、通常、国民健康保険税につきましても、住民税のほうを参照するというような形で関連がございますので、こちらのほうに上げております。

(2)申請期限、ここが改正になる部分でございます。

現在、納期限前の7日までということになっておりますところを、改正後、納期限まで、1週間期限が伸びます。ただし、納期限までに申請書を提出できないやむを得ない事情がある場合は、この限りではないということで、今回、コロナに関しましては、国保税のほうに納期限を遡って以前の分まで減免するという対応を国のほうから言われてあっております。そういったケースに対応する条文がこの部分になってくるということで今回改正をするものでございます。

3番の施行期日、これは現在、そういった形でこちらの税収につきましてはあっておりませんので、公布の日からということで準備をしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

す。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

今回、市税条例の一部を改正する条例ということで上げていただいております。

説明資料のほうに改正理由が書いてあります。市税等の減免に係る申請書の申請期限を延長したいので、鹿島市税条例の所要の改正を行うと。申請期限を延長したいのでという意味合いは分かりますが、その延長したい理由は何なのか。先ほどコロナ対応ということも言っていたいただきましたが、ここには書いてありませんので、そのところを明確に答弁していただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

申請期限を延長したいということで今回上げさせていただいております。特にコロナの関係で、周知のところかとは思いますが、例えば、コロナに罹患した方あたりにつきましては全く人との接触ができないということで、出歩いて申請に来たりすることがその時点ではできないということがございますので、そういった方たちにつきましても症状が改善して動けるようになった時点で申請に来ていただければ減免の対応ができるということで、そういった形で納期限を延長して、住民の方が余裕を持って申請ができるような改正ということで今回行っているところでございます。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

あらかたそういうことではないかということは分かっていたんですが、今回の議案書と説明資料にはそのことが書いてなかったもので、一応確認をいたしました。ほかの市を見ますと、既に納期限までというような取決めをされておるところがありますので、今回、鹿島市のほうではこういう形で出されたというふうに思います。

先ほどの説明の中に、国保のほうでコロナになられた場合は以前の分まで遡って対応できるという説明がありましたが、説明資料の改正後の内容に、これが納期限まで、ただし、納期限までに申請書を提出できないやむを得ない事情がある場合は、この限りではないと。先ほどコロナのことも言っていたいただきましたが、ほかにも、例えば災害であったり、病気であったり、いろんな事例があると思いますが、この申請書を提出できないやむを得ない事情というのは、具体的にどういうことでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

今回の分につきましては、国のほうから納期限を遡るということで指示があつておりました、それを受けた形となっております。それ以前も豪雨災害などにつきましては、豪雨災害が起こった日を申請日として取り扱うという形で遡りをしております。また、火災等につきましても、そういった場合の対応、同じような対応をしているところでございます。

また、コロナということで、こういった病気があるというのが表面化というか、判明してきております。まだ日本には入ってきていないような病気といったものについて、同じような形で、身動きが取れないので納税に関しては厳しいというような方がいらっしゃった場合について、こういった対応が必要になってくるかということで今回上げているものでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。

今回、コロナが拡大の危険性があるということで、このような対応を取られているというふうに思いますが、例えば、申請書を提出できないやむを得ない事情が解消された場合、その後、ずっと申請は手続をしていいものか。例えば、解消された後に2か月以内に申請をしてくださいとか、そういうふうな約束事、決まり事はあるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

今回のコロナの減免——ちょっと国保税の減免になりますのであれなんですけれども——につきましては、年30%以上の減収になると思われる方について申請をしていただく。その期限としては、令和3年3月末までということになっております。一応この分につきましては、国のほうからの指示、また、それに関して補填等があるという話もありますので、一応期限としては3月末までということで、この件に対しましては考えているところでございます。また、そのほかの例ということが出てきた場合には、そのときに考えることになるのかなということでは思っております。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

分かりました。税金の納付について、こういうふうないろんな条件、やはり市民からすればなかなか分かりにくい、そういう面もあるかと思います。年が明けたら令和2年度の納税の申告が始まる事態になります。特別定額給付金、一律100千円いただいた、それとか、子育て世帯への臨時特別給付金、これについては非課税というようなことで理解していますが、例えば、持続化給付金なり雇用調整助成金については課税の対象になるとか、いろんなことがコロナの関係で今後出てくると思います。そういうことで、納税については皆さん方に丁寧に説明して、分かりやすく納税ができるようお願いをしておきます。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。ちょっとマスクをつけたまま質問させていただきます。

先ほど松尾勝利議員も質問されましたけど、この説明資料、内容が不足しているなという気がします。このくらいではちょっと分からないかなど。

今、課長からお話を聞いて少しずつ分かってきたわけですけど、年に30%の収入が減少した場合と、そこから始まったとして、コロナが発症して世間で言われるようになってから半年以上たっているわけですよ。本市もいろんな支援をしています。飲食店関係に対してとか、個人商店に対してとか、持続化給付金であったり。

そういう中で、現在この減免に係る相談はどのようになっていますか。今でも相談に来られていますか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

新型コロナの国保税の減免ということで、実際の受付自体は始まっております。現在、周知につきましては、まず、6月の当初の納税通知書に全ての方に宛ててお送りをいたしております。それと、市報のほうでも5月と7月に載せております。ホームページにつきましても当然載せております。

受付件数といたしましては31件で、額として7,000千円程度の減免の額ということで現在行っているところです。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

やっぱり先ほども言ったように、自営業者の方々が、コロナが3月ぐらいから言われ始めたとして半年以上たってきて、ボディーブローみたいにだんだんときつきが増してきている。なかなか元の生活に戻らないために、私も中心商店街の中にいますけど、非常に悪い。そうなってくると、私はこれから相当この減免の申請が出てきそうな気がするんですよ。

だから、そのために申請の期限の延長というのは、対象の方にとってはありがたいなと思うんですけど、ただ、税務課としては非常に大変だろうなと思います。これからがね。年が明けてから、確定申告が2月ぐらいから受付が始まってきたら、どれだけの数が来るのかなと、そういうふうな気がしております。現在でも31件あるということですので、数百件に上るかも分からない。そういう中で、致し方ない部分はあるんですが、市民税、これはどのくらいまで落ち込むと今予想されていますか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

市民税、住民税ということでの御質問かと思えます。まだ通常の給与等の方、特別徴収ということで各事業所で集めて納められているもの、また、個人につきましては、口座振替は割合が6割程度ということで割と多うございます。その他の方が納付書で納付をいただいております。その点につきましては、幸いと申しますか、こういった形で納税の相談等にもたくさんお見えになっておられまして、また、こういう減免ということにも実際の手続を取られた方もいらっしゃいます。そういったところで、11月末現在の納税の状況ということでは、今のところ昨年とほぼ同様の状態を保っております。

ただ、ここ二、三週間、国としても厳しいということでは言われているような話もございます。また、そういったことが影響してくる部分も出てくるかと思えますので、今後そういった具体的な数字での減少というのがこちらのほうで把握できる状態になるのかなというところはありますが、今のところの見込みとしてどれくらい落ちるかというのはなかなか難しいところかと思っております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

御答弁いただいたように、現在のところは前年度の所得というか、それに対する課税になってきますからそうだろうと思うんですよ。でも、やっぱり今度の確定申告で出てきたのを見ると、多分びっくりされると思いますよ。相当な落ち込みですよ、どこも。ただ、そういう中で、やっぱり今御答弁いただいたとおりに、私も多分、口座引き落としがそれでも6

割ぐらいなのかなと——私はもっと高いのかなと思っていましたが、そういう方も現在、口座引き落としだから毎月ずっと引かれますよね。引き落としになるんですけど、それをやっているけど、これも厳しいと。昨年の売上げ、収入に対する税金ですから、ここを今払っている分が難しくなってきたと。そういうふうな場合は、随時受付をされているんですか。それに対しての減免というのも受付は行うんですか、それをお答えください。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えします。

現在、納付がきついつとか、そういった形でいらっしゃる方につきましては、何らかそういったお話があれば、まずは相談をお願いしますということで電話なり、窓口など来ていただいてお話を伺って、例えば、減免なり猶予なりということに該当すれば、そちらのほうをまずしていただいて、通常の納付が厳しいということで、その後、また話があれば、毎月の引き落とし額、今決まった額を引き落としていきますけれども、それについても少し額を落としたりとか、間隔を空けたりとかいう形で、分納とかいう形での対応、そういった相談に対しては対応するようにしています。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

最後になりますけど、もう12月の市報等が出ていますけど、年明け1月の市報にでも、そういうふうな市税等に関する減免の申請期限の延長であったりとか、相談に関しては受け付けますよと、そういうふうなのを市民の方に流したほうが私は市民の方は助かると思います。

ですから、このコロナが収束するまでは、これに限らず、各担当課で様々出てくると思います。また、そのあたりは大変だろうとは思いますが、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 議案第42号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第42号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書と議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書13ページを御覧ください。

鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方税法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料17ページを御準備ください。

改正理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、その一部が令和3年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の軽減の判定所得基準額の見直し等について所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、まず(1)、軽減判定所得基準額の見直しでございまして、本条例第19条及び附則第2項を改正するものでございます。

今回の改正の背景には、税制改正による個人所得税の見直しがございます。資料17ページ下段に示しておりますが、①に給与所得控除及び公的年金控除の額を100千円減額するというもので、これにより給与所得等が100千円増額となります。②基礎控除額が330千円から430千円に見直され、100千円増額となることでございます。

この税制改正に伴い、給与所得者等が所属する世帯では、世帯所得の増加が見込まれるため、国民健康保険税の軽減の対象外となる世帯や軽減割合が縮小する世帯が生じる可能性がございます。このため、この不利益を排除し、従前と同様の軽減割合となるよう、軽減判定基準額及びその算定式を見直すものでございます。

資料17ページ中段の表を御覧ください。

算定式の見直しですが、7割軽減につきましては、現在、世帯の所得が330千円以内の場合に対象となりますが、これを「43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）」と見直します。5割軽減、2割軽減も同様に、330千円を430千円に改め、「10万円×（給与所得者等の数－1）」を加算するように見直します。

この中で、給与所得者等の数につきましては、表の下、米印1に示していますが、一定の給与所得者、給与収入が550千円を超える方と、公的年金等の支給額が65歳未満で600千円を超える方、または65歳以上で1,250千円を超える方の数となります。

また、米印2に示している被保険者については、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含めた数となります。ここは従前と同様でございます。

国民健康保険税の軽減判定は、軽減判定所得額、いわゆる世帯の所得が、軽減判定基準額所得以下の場合に対象となります。今回の税制改正①により、世帯の所得額が給与所得者等の人数に応じて増額することになりますが、軽減判定基準額についても、給与所得者と1人当たり100千円を引き上げることで、改正前と同様の水準で軽減を受けるようにするものがございます。

なお、給与所得者等が所属しない世帯においては、軽減判定基準額が引上げとなりますので、実質的には軽減の拡充となります。

続きまして、資料18ページ、(2)減免の遡及適用でございます。

国民健康保険税の減免については、本条例第22条第2項において、納期限前7日までに申請することと規定していますが、申請期間を緩和し、納期限までとするものがございます。

また、原則国民健康保険税の減免は、納期限未到来分を対象としていますが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、国の財政支援の対象が本年2月の納期限以降分からとなっており、納期限が到来した分についても減免を行う事例が生じています。このため、やむを得ない事情により納期限までに申請できないと認められる場合は、納期限が到来した分についても遡及して減免をできるようにするものがございます。

施行期日でございますが、令和3年1月1日といたします。ただし、減免の遡及適用については、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものといたします。

説明資料14ページから16ページには新旧対照表を載せております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第43号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第43号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書と議案説明資料で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、議案書の16ページを御覧ください。

鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合等の特例に関して所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては、議案説明資料で御説明いたします。

それでは、議案説明資料の20ページを御覧ください。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、その一部が令和3年1月1日から施行されることに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、用語の見直しが行われましたので、これに基づき、本条例附則第2条、延滞金の割合の特例の中の用語の見直しを行うものでございます。

議案資料で見直し内容については示しておりますが、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「平均貸付割合」と改めるものでございます。

なお、今回の用語の見直しによって、延滞金への影響はないものでございます。

なお、施行期日は令和3年1月1日からでございます。

説明資料19ページには新旧対照表を載せておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第44号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

それでは、議案第44号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は18ページ、19ページ、議案説明資料は21ページからでございます。

改正の理由及び内容につきましては、議案説明資料のほうで御説明申し上げますので、お聞きください。

22ページにより御説明いたしますので、御覧いただきますようお願いいたします。

改正理由は、休館日を実情に合わせて変更したいので、鹿島市肥前浜宿継場設置条例の所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容につきましては、休日明けの月曜日の施設利用者が比較的多いことから、休館日を月曜日から火曜日に変更するものでございます。

現状の休館日は、条例第4条により、平成20年度より年度ごと、教育委員会に諮り、火曜日を休館日として運用してまいりました。

3、施行期日でございます。施行期日は、公布の日からとするものでございます。

これら改正条項につきましては、21ページに新旧対照表を示しているところでございます。

第4条第2項、休館日について、月曜日から火曜日に変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第45号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、議案第45号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第45号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書は20ページでございます。

本案につきまして、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備のほどをお願いいたします。
補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1,195,063千円を減額し、補正後の予算総額を20,210,652千円といたすものでございます。

継続費の変更は、第2表 継続費補正によります。

翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第3表 繰越明許費によります。

地方債の追加、変更は、第4表 地方債補正によります。

2ページから9ページは今回補正の集計表でございます。

10ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございます。

市民会館建設事業につきまして、継続費の総額、年度及び年割額を変更するものでございます。期間は令和2年度及び令和3年度を令和2年度、令和3年度及び令和4年度に、予算総額は2,684,600千円に260,000千円を追加し、2,944,600千円といたすものでございます。

年割額は御参照ください。

なお、財源内訳等につきましては87ページを御参照ください。

11ページ、第3表は、諸般の事情で予算の一部を令和3年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

漁港海岸保全施設整備事業以下5事業を令和3年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は議案説明資料31ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

12ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

事業費の採択の増に伴い、道路整備個別補助事業は34,700千円、現年発生農地農業用施設単独災害復旧事業は11,700千円、現年発生林道施設単独災害復旧事業は800千円、災害廃棄物処理事業は7,000千円の計54,200千円を追加いたします。

変更分は、起債充当額の変更に伴い、市民会館建設事業が1,271,600千円からゼロ円に、社会資本整備総合交付金事業が69,900千円から35,200千円に、急傾斜地崩壊防止事業は6,500千円から11,500千円に、街なみ環境整備事業（肥前浜宿）は10,800千円から11,900千円に、現年発生土木施設単独災害復旧事業は16,000千円から32,000千円にそれぞれ変更をいたすものでございます。

14ページから17ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

18ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

6款1項1目．法人事業税交付金は、額の確定により5,264千円を増額いたしております。

19ページをお願いいたします。

9款1項1目。地方特例交付金は、額の確定により16,196千円を増額いたしております。

20ページの10款1項1目。地方交付税は、普通交付税の額の確定により62,614千円を増額いたしております。

22ページをお願いいたします。

12款2項1目。民生費負担金は、保育所利用者負担金を12,998千円増額いたしております。

24ページをお願いいたします。

14款1項1目。民生費国庫負担金、1節。社会福祉費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増などにより64,026千円の増額、2節。児童福祉費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金の増により142,371千円の増、3節。生活保護費国庫負担金は、生活保護者負担金の増などにより45,781千円を増額いたしております。

25ページをお願いいたします。

14款2項3目。衛生費国庫補助金は、事業費の一部確定により災害等廃棄物処理事業費補助金を13,263千円減額いたしております。

26ページの15款1項1目。民生費県負担金、1節。社会福祉費県負担金は、障害者自立支援給付費負担金の増などにより32,249千円を増額いたしております。

2節。児童福祉費県負担金は、保育所運営費施設型給付費負担金の増により54,818千円を増額いたしております。

27ページをお願いいたします。

15款2項2目3節。児童福祉費県補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を9,000千円計上いたしております。

4目2節。農業費県補助金は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金による減など228,661千円を減額いたしております。

29ページをお願いします。

17款1項。寄附金でございます。1目1節。総務管理費寄附金は、合資会社光武酒造場様からNPO法人肥前浜宿水とまちなみの会への指定寄附をいただきましたので、100千円を増額いたしております。

4目1節。社会教育費寄附金は、個人様から市民図書館への指定寄附をいただきましたので、100千円を増額いたしております。

2節。保健体育費寄附金は、東亜工機株式会社様から鹿島市体育協会への指定寄附をいただきましたので、100千円を増額いたしております。

6目1節。商工業振興費寄附金は、九州ケータリング協会様などから御寄附をいただきましたので、51千円を計上いたしております。

30ページの18款1項1目。基金繰入金は170,162千円減額いたしております。財政調整基

金繰入金70,000千円の減、公共施設建設基金繰入金1億円の減などでございます。

31ページをお願いいたします。

20款5項6目．雑入は、本年7月豪雨災害に対する見舞金をいただいておりますので、1,250千円を増額いたしております。

32ページの21款1項．市債は、1目1節．総務管理債で市民会館建設事業債1,271,600千円を減額いたしております。

9目．災害復旧債は、農業用施設災害復旧債など総額で35,500千円を増額いたしております。

歳入の説明は以上でございます。

歳出につきましては別冊の議案説明資料により御説明申し上げますので、御準備をお願いいたします。

23ページから25ページは今回補正の増減比較表でございます。

26ページから28ページは歳入の内訳ですが、説明は省略をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

歳出につきまして主なものを御説明いたします。

ナンバー1の市民会館建設事業は、事業年度の変更に伴い1,413,878千円を減額いたすものでございます。市民会館新築工事で1,384,000千円、工事監理委託ほかで29,331千円を減額いたすものでございます。

ナンバー2のふるさと創生事業は、ふるさと創生事業奨励金100千円でございます。合資会社光武酒造場様からの指定寄附を受け、NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会へ補助金を交付いたすものであります。

ナンバー3からナンバー6の障害児及び障害者に関する給付または支援事業は、給付の見込額増などによりまして、それぞれ増額をいたしております。

ナンバー7の保育所運営事業は、運営費等の見込額増により271,656千円を増額いたしております。

ナンバー8の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は9,000千円を計上いたしております。児童福祉施設等における感染症対策として、マスクや消毒液、備品等の購入などに対する補助でございます。

30ページをお願いいたします。

ナンバー9、子どもの医療費の助成事業は、助成費の見込額増により10,500千円を増額いたしております。

ナンバー10の扶助費は、医療扶助費の見込額増により60,000千円を増額いたしております。

ナンバー11の災害廃棄物処理事業は、災害廃棄物処理量の一部確定見込みにより、災害廃棄物収集運搬委託料ほかで24,483千円を減額いたしております。

ナンバー12の強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業は、令和元年度に国の補正予算、産地パワーアップ事業が国の採択を受けたことによりまして、237,475千円を減額いたしております。

ナンバー13の急傾斜地崩壊防止事業は、7月豪雨で被災したのり面に崩壊防止対策を実施し家屋を保全いたすもので、20,100千円を増額いたしております。母ヶ浦地区の1か所、保全家屋は3戸でございます。

ナンバー14の小学校情報教育施設整備事業は、国で進めておりますGIGAスクール構想による全ての児童・生徒にICTを活用した学習環境の整備を可能な限り加速させるために、次年度以降に整備予定の小学校1年生及び2年生用のタブレット端末440台を整備いたすものであります。

ナンバー15の図書館運営事業は、鹿島市民図書館への指定寄附がありましたので、図書を購入費100千円を増額いたしております。

ナンバー16の保健体育振興事業は、鹿島市体育協会への指定寄附がありましたので、鹿島市スポーツ振興事業交付金100千円を増額いたしております。

歳出の説明は以上でございます。

31ページをお願いいたします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧でございます。5事業、総額387,161千円を令和3年度に繰り越す予定といたしております。

32ページは市債現在高の見込みを、33ページは積立基金の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12番徳村です。先ほど説明の30ページのナンバー14、小学校情報教育施設整備事業、GIGAスクール構想で1人1台ということで、私はこれは6月の一般質問でお伺いをしておったと思うんですけども、まず最初にお伺いしたいのは、一般財源から29,480千円出ておりますけれども、これは国とか県の補助というのは入っていないんですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回の小学1年生、2年生の分につきましては一般財源ということで、9月に補正をお願いをしました小学3年生から中学3年生までのタブレットの分につきましては、国の文科省

の補助金とコロナウイルスの臨時交付金ということで、そちらのほうの財源でございましたけれども、今回の440台の分につきましては一般財源でございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

これは9月に予算化されたわけですがけれども、そのときに1、2年生の分まで入れていたら補助金というのは同時に出たんですかね。それとも、この分はもともと出なかった予定なんですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

9月の時点で小学3年生から中学3年生まで2,023台、予算のほうをつけていただきました。これにつきましては、国の文科省のほうのタブレットの補助金ということで、その分につきましては、鹿島市がいただける分は全て満額いただくような形になっております。それ以外の分につきましては、コロナの臨時交付金のほうを充てさせていただいております。

そのときに、仮に1年生、2年生の分も一緒に含めていけば、コロナの臨時交付金の対象としては算定できたかもしれませんが、いずれにしろ、コロナの臨時交付金につきましては、いただく以上の分を事業計画しておりましたので、一般財源からの持ち出しという枠のほうにですね、その中には、総額が大きくなる分のほうに含まれてくるような額になってきたと考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

9月の議会で、約2,000台導入する、設置するというので議案が通りましたけれども、今回は440台ですよ。多分2,000台というのは、機種がほとんど選定されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、その絡みで、この440台もそれに沿った機種になるのかどうかですね。もしよければ、9月議会で予算化された金額でどの機種を選定されたのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

まず最初にお尋ねの、今回の440台の分と9月補正の分の機種との関係ということでござ

いますが、当然同じ機種というか、同じ仕様でということで考えております。

その機種の選定につきましては、まず、G I G Aスクール構想で国が指定をしておりますOSですね、オペレーティングシステムのOSですけれども、これはWindowsとChrome、それからiPadOSの3つのOSが指定されております。我々としましては、この3つの中で、実際、学校の中で使っていく上でどれが一番いいのかと、そこに一番重点を置いて検討していくこととしております。

今現在、鹿島市のパソコン教室にあるものはWindowsでございます。あと、県内のほかの市町のOSにつきましては、WindowsとChromeの2つのOSになっておりまして、検討をしていく上では、鹿島市においてはこの2つのOSのどちらがいいのかというところをまず最初に決定したところでございます。

そこで、学校での使いやすさということが一番にということで、我々と学校のICT担当の先生方と2回ほど、いろいろ協議、それから、機種を实际持ってきてデモを行ったところです。この中で、学校での使いやすさというところで、動作速度とか操作性、安全性、それから管理のしやすさ等々、それぞれ項目ごとに評価をしているところでございます。

実際、WindowsとChromeの基本的な使い方はほぼ同じでございました。その中で、特にスピードとか操作性、そこが一番、学校で使う上では——恐らく一つの授業の中で最初から最後まで端末を使うというよりも、断続的に使うようなパターンが出てくると思いますので、その中で、いかに起動が速くて操作がスムーズにできるか、そこら辺の観点が一番重要だということで、そのスピードについて協議した結果、そこはChromeのほうがより速いという評価でございました。

これはOSの特徴的なところと比べましたら、Windowsのほうはソフトをパソコンの中に入れ込んで、そのソフトを動かしていく。ChromeのほうはGoogle Chromeというブラウザ上の中のソフトで動かしていくということで、非常に軽いということが特徴ということでございます。

それから、安全性ですけれども、セキュリティー対策につきましては、Chromeのほうはブラウザ上で動くので、直接ブラウザの中でのセキュリティー対策ということで、パソコンの中にソフトを入れ込まない、データを持ち込まないということで、そういった面でもセキュリティー強化はChromeのほうが優れているという評価がございました。

あと、管理のしやすさとか使いやすさについては、まず、それぞれ生徒一人一人が自分のパソコンとして使用していくときに個人の設定をしていきます。そのときに、Chromeのほうは一つのパソコンのブラウザ上でログインしていきます。例えば、Windowsのほうでございましたら、パソコンのハードの中に自分のデータが入っておりますので、データが壊れた場合にはそれを復元できないとか、ほかのパソコンを持ってきたら、それが同じような形にはならないと。ただ、Chromeのほうは、あくまでもブラウザ上の中でのデータということで、

もしそれが壊れても、データとしてはクラウドの中に残っているということで、違うパソコンを持ってきてそれでログインすれば、前の状態で動かせると。

こういった面も含めまして、最終的にはChromeのOSを使うということで、それによって機種の方の仕様書については決定して、手続を進めているところでございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

そういうことであれば、440台もちろんChromebookというふうな形になるんだろうと思いますが、Chromebook自体は、立ち上がりはWindowsよりも大分速いので、Chromeを使っている方も結構いらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。ただ、操作性とかを考えるとWindowsになるのかなというふうな気もしましたけれども、結果的にiOSとは若干違うので、関連性があるということで、小学校、中学校、高校と、Chrome、Windowsという流れで、これは操作性については問題ないのかなというふうに私も理解しているところです。

先ほど、Chromebookのほうに決定したということですが、前回6月の私の一般質問の中では、先生、あるいは児童にその操作性とか使用感を聴いて決めていきたいという御答弁を多分いただいたと思うんですね。その決定の過程というのは何か形に残しておられますか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

先ほど決定のところでの手続というか、段階で、我々と学校のICT担当の先生と2回集まって、実際2回デモを行ったところで、先ほど言いましたような評価項目で評価をしたということでお話しをしました。

これにつきましては、実際それぞれの項目ですね、起動とか動作速度、それから故障時の対応とか、学習管理システムの操作性、それから児童・生徒の操作性、先生の管理の操作性。それから、ほかの自治体との関連というか、近隣自治体とか、県内自治体ともですね、先生が異動されますので、そういったときの関係性とか、あとは、管理面でいけばウイルス対策、それから今後の更新のときのコスト性とか、そういったところを全て点数化して比較しております。この積み上げとして、点数としてもChromeのほうが高かったということで、そういったものを記録しております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど先生とか児童に聴いたということでございましたけれども、この評価表というのは我々も見れるものなんですかね。頂けるものですか。もし頂けるのであれば一度ちょっと見てみたいと思うんですけど、無理やったら無理で、ちょっとしようがないと思いますけど、頂けるものですか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

提示につきましては、ちょっと一度検討させていただくということによろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

できるだけ、公表できるような内容であると思いますけれども、公表していただければ透明性が担保できますので、そこは前向きに検討していただきたいと思います。

あと、これは全機種買取りになるのか、それともレンタルなのか、リースなのかということはどうなりますか。多分その後の保守の問題もあるので、そこをちょっとお聞きします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

端末につきましては、全て備品として購入をいたすものでございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

そしたら、例えば、備品として購入する場合は3年、あるいは5年で償却してしまうと思うんですけど、買取りの場合はその後の処分というのはどういうふうを考えられていますか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この点につきましては、言われるように5年、6年ぐらいの頃に更新時期を迎えるということをご想定しております。そのときに、物ですので、まだ使える状態だったら、当然そこは使える備品ということで、さらに延ばしていくことも考えていく必要があると思います。ただ、どうしてもやはりそういった耐用年数を過ぎますと更新時期が来るということで、ここは一つの課題になります。当然、当初は備品として買いますので、更新時期が来れば、その

分がまた更新費用ということでかかってくる。ここにつきましては、全国そうなんですけれども、どこの自治体も負担になってくると。今回はいろいろ国の財政的な支援があるので一斉に全国的にこれが進みますけれども、一斉に更新時期を迎えるときに、ここは非常に課題になってくると。当然そこにまた費用が発生するということになりますので、これにつきましては県とか国のほうにいろんな機会を通じて、支援についての要望というのは実際今もやっていますし、今後も続けていかなければならないと考えております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

最終的に買取りとなると、どうしても機械が古くなったら使わなくなると思うんですけれども、その5年後、6年後のことを想定して課内でどういうふうな話合いがあったのかですね。例えば、買取りがいいのか、リースがいいのか、レンタルがいいのかということをごどのような感じで話し合われたのか、お伺いをいたします。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

買取りがいいのか、リースがいいのかというのは、それぞれ、当然さっきの財政負担の中で選択の検討が必要なところでございます。ここにつきましては、実際使うところにつきましては、物はどちらでもいいといったらあれなんです、学校現場のほうは物があればどちらでも使えるということですので、ここは市の財政の中での選択ということで、企画財政課と協議をした上で買取り、備品購入ということで決定をしたところでございます。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

最終的には、使わなくなったら多分廃棄ということも視野に入れておかなければいけないと思うんですけれども、そういったことも含めて今からそういった準備というものも、最終的な取替えの時期とか、廃棄しなければいけないとか、そういったことの準備も兼ねて、これからいろんな行動を取っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

私のほうからは補正予算書の74ページ、体育施設管理費について、蟻尾山公園整備事業

5,214千円から七浦海浜スポーツ公園プール改修工事ということで5,214千円、これが変更になっております。

先日の委員会のときに、この七浦海浜スポーツ公園プール改修工事については説明がございました。この蟻尾山公園整備事業というのは、もともとどのような事業を予定されていたのか、説明をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

杉原議員の御質問にお答えします。

蟻尾山公園整備事業については、今回、第3種公認の陸上競技場としての整備の一環として、トラック全面のレーンを改修するという工事が一応8,000千円ということで見積もっておりました。そういうことで第3種の公認の認定に耐え得るということで当初考えておりました。

その後、5月に入って、認定の検査員のほうから現地を見てもう一度確認をしていただきまして、その結果、部分的な補修をすれば何とか通せる状況であるという指摘をいただきまして、その部分補修についての積み上げが大分生かしまして、そこに6,000千円ほどの差額が発生して減額とすることができました。陸上のレーンの部分改修で済んだということで減額が生じておりました。そこが当初の計画でありましたので、今回、海浜スポーツ公園の分については台風による突然の予期せぬ状況になりましたが、その部分について充てることができましたということになります。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この蟻尾山公園整備事業については、国民スポーツ大会も今後予定されておりますが、整備がいろいろと必要なところもあるかと思うんですが、一番要望が多いのがトイレについてなんですね。特にグラウンドゴルフ場を利用される方は高齢の方が多いです。あちこちで蟻尾山公園内、利用をされているわけなんですけれども、公園内のトイレが10か所か、それ以上ぐらいあるかと思うんですけど、ほとんどが和式で、洋式が少ないんですね。高齢者の方で腰が悪いとか、足がちょっと不自由な方とか、やっぱり和式じゃ大変なんですよ。洋式に変えていただく必要があると思いますので、これはトイレの整備を早急をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

洋式トイレにつきましては、今回、国スポの開催に向けて順次準備をしております。10か所ほどの洋式トイレを新設——現在のトイレを改修して、10か所、洋式トイレを改修するというので、来年度行う予定としております。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

来年度予定ということでございますが、できるだけ早くお願いしたいと思いますが、今の時点で来年度大体いつ頃までにできるとかというのが分かりますでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

現在の予定では、今の時期ぐらいまでには整備ができていないかと思っております。（「予算も決まっとらん」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員に申し上げます。

質疑は補正予算に対する質疑に限定し、関連質問は自粛してください。（「じゃ、終わります」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。（「新年度予算も決まっとらんとけ言えるんですか。幸尾課長」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

手を挙げて発言してください。ほかに。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

今の発言ですけど、新年度予算も審議していないのに、来年の今の時期までに洋式トイレ10個かな、改修しますと何で言えるんでしょうか。

○議長（角田一美君）

幸尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（幸尾かおる君）

すみません。発言を訂正させていただきます。

新年度の予算が通りましたらば、そういう計画で担当課のほうでは進めていますということです。大変失礼いたしました。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

多分、今からいろいろ新年度の予算とか話があると思うので、財政とかとも、もしかしたら裏でお話ししているかもしれないけど、はっきりと来年度しますというのは言えないと思

うので、そこは今後お話しするときは気をつけとったほうがいいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

何点かちょっと質問をさせていただきます。

まず、今回、補正は減額ということになるわけですけど、やっぱり市民の皆さんの一番の関心は市民会館かなど。2回入札が不落になった。こういうふうには本年度はちょっと使えないよというふうな形で、私たち議員に対しては今後のやり方というものの説明を受けました。

それで、やっぱり市民の方が一番気になっているのは、今の御時世、オリンピック関連の工事であったり、様々なこと、コロナ禍の中、入札が不落になるということも考えられるでしょう。しかし、そういう中で、じゃ、もともとのこの設計等に関して、入札に参加された業者の方たちが何か不安に感じるどころ、そういうふうなところがあったのではないかと、いくつか反省点はあると思います。市民の皆さんに対して、そのあたりどのように改良を今後していき、次の入札に臨もうと考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えをいたします。

議員がおっしゃったように、今年5月に公告した入札が不落という結果になったわけですが、その不落の結果を受けまして、例えば、設計の中では土工事であるとか、型枠工事であるとか、左官工事であるとか、およそ二十数項目の工種に及ぶ積算について、市の設計価格と応札者の入札価格の比較をいたしたところでございます。

分析に当たりましては、まず、県のほうに同様の事例等々について状況をお尋ねいたしました。また、見積業者あたりから再度ヒアリングを行うなどいたしまして、我々発注者側が想定する設計意図が応札者のほうにきちんと伝わる内容、仕様であったのかというところの検証を行ったところです。もちろん東京オリンピック等々、大きな災害もあっていまして、建設市況が非常に大きく高止まりしているところでございますけれども、この辺についても再調査をするなど要因の分析を進めたところです。

今回、設計の内容が細かくどうなったというのは、まだこれから新たな入札のこともありますので、詳しいことはお話しできませんけれども、当然入札ということですので、次の新たな入札では結果が求められているといいますか、期待していただいているというふうに思っていますが、担当者としては大きなプレッシャーを感じているところではございますけ

れども、次は必ずや落札していただけるように、熱意を持って今事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

答弁をいただきました。もちろんおっしゃったとおりに、もう一回積算をし直すとか業者とのヒアリング、これは大事なことだろうと思います。やっぱり市民の方にはっきりとおかないといけないのは、今まで数年間かけて、この市民会館建設については検討委員会もあって、そこで建て直し、新しいものを造ると、ここまでは決まっているわけですよ。それについて様々な議論をしてきたわけですけど、今度できるこの新市民会館が、入札が決まった後、鹿島市の新たなランドマークとなっていくのか、そのあたりも市民の皆さんは関心があるところだろうと思っております。

非常に今コロナ禍の中、様々な事業が中断をしたりしている中ですけど、これは一般質問の中でも数人の方が質問されているようですので、またそこでやっていただきたいと思っております。

次に、説明資料の29ページの保育所運営事業、ここで補正額としては270,000千円近くついているわけですけど、入所児童の増加等による保育所運営委託料及び認定こども園と施設給付金の増額というのを委員会への資料には何か書いてあったような気がします。そちらのほうにはですね。

それで、どのくらいこれは増えたんですか。ここまでの金額が上がってくるというのは、そんなに増加があったのかなと、ちょっと分からないんですけど、私たちの委員会外のことですので、もう少しこれは説明をしていただけますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

保育所の運営費ですね、増額補正がかなり多額になっております。大きな額になっております。今回、福祉課で計上しております保育所入所の運営費につきましては、金額が非常に大きな額になっておりますので、当初予算では全額財源の裏づけができなかったというような理由がございます。これは、ほかの子どもの医療費だとか生活保護の扶助費にも言えることなんですけれども、当初予算のときに執行に支障がない範囲で最小限の歳出額を計上しているものでございます。

今回、半年以上が過ぎまして財源の裏づけも可能になったというところで、年間の実績を

見込みながら、大きな補正額となっておりますが、今回、増額補正をすることとしております。これを前提といたしまして、保育所の利用については通常どおりの増減がございます。実数で申しますと、今年の保育所だけの数でいいますと、4月当初が民間の保育所991名、それで今現在、実績が1,081名になっています。プラス90名の増減なんですけれども、実際保育所の予算を立てるとき、4月当初は855名だったんです。それが12月補正で年間の見込みで1,052名と。これは一月の平均なんですけれども、増減が197名となっておりますので、先ほど申しました90名と197名、100名程度財源の裏づけができなかったということで、少なくとも見積もっているというような理由でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

詳しく説明していただきましてありがとうございます。

最後に、あと1点、31ページの繰越明許費です。毎回、次年度に繰り越していくということはあるんですけど、ちょっと1点だけ、場所をお聞きします。

この農林水産業費の漁港海岸保全施設整備事業、翌年度の繰越しが約1億円、99,840千円と書いてありますが、場所と整備の内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（角田一美君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、漁港海岸保全施設整備事業の繰越しの内容についてお答えいたします。

これは大宮田尾地区の七浦漁港海岸宮道2号樋門改修工事となっております。今回この繰越しに至った経緯といたしましては、ノリのシーズンに工事ができないということで、漁協との調整を行った上での繰越しをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

多分おっしゃられたとおりに、10月から秋芽が始まりましたから、どう考えても来年3月ぐらいまではできないかなという気がしておりますので、分かりました。

漁港、大宮田尾というか、ここに限らず、幾つかの漁港が浜であったり北鹿島のほうであったり様々あるわけですけど、今回の豪雨であったり台風であったり、下流にある漁港等、いろんな被害もやっぱり出てきたり、あと、しゅんせつも必要だと、そういうふうなところが多々ございますので、今後もしっかりとこういうふうな整備事業を取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時5分から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第45号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

8番議員の稲富です。私もGIGAスクール構想と市民会館について質問をさせていただきます。

まず、GIGAスクール構想です。

本日の資料の30ページ、14番ですね。先ほども答弁ありましたけれども、今回440台のタブレットといたしますか、ノートパソコンといたしますか、小学1、2年生に配付予定ということとあります。

お伺いしますけれども、まず予算の面です。1台67千円ということで上がってきておりますけれども、先ほども説明ありましたように、iPadだったり、Windowsだったり、Googleということとありますけれども、私個人的には、GoogleとかWindowsは安さが売りだと思っております。

そういった中で、67千円ですけれども、この内訳、もちろん本体だけじゃないというのは分かっていますが、どういうものが予算化されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

今回のタブレットの導入につきましては、1台67千円という積算をしておりますけれども、その中の費用です。まず、端末本体、それと、ソフトウェアとして必要な管理ソフトとか、そういったソフトを含む。それから、その分の設定ですね、最初の導入時点の設定まで含んだ費用で67千円と積算をいたしております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。

今回、取りあえず440台ということとありますけれども、9月議会から審議をしていまし

て、それで今回、繰越明許費ということで、見込額で予算も上げられております。それが150,000千円ほどですね。これが全体のタブレットの総数、約2,400台の金額となります。

全国的にGIGAスクール構想が議論されている中で、子供たちに1人1台ずつということでもあります。納期が本当に間に合うのか、今年度中にこの440台が入ってくるのかというのが心配なところでもあります。いろいろな心配な要素はこの後また質問したいと思いますが、まず、この納期についてどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

議員が言われますように、9月補正で小学3年生から中学3年生の分で2,023台、今回12月補正のほうでお願いをしている小学1、2年生の分で440台ということで、この分につきましては今後導入していく手続になりますけれども、言われますように、全国的に一斉に導入が進んでいる中で、また、このコロナ禍の中で生産のほうがなかなか思うように追いついていないというふうな、製品供給のほうがそういう状況があるようでございますので、そこは市場のほうの調査というか、情報を見極めながら、納期等については今後どうしていくのかを考えていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。今後また、再度繰越しということで来年度に予算もしっかり取ってあるわけでありまして、こういった御時世であります。このGoogleのタブレットが鹿島市内業者で扱えるものなのか、県内業者で扱えるものなのか、すみません、そこは把握しておりませんが、もうちょっと安くないかなという思いがあったりします。

そういった中で、物が入ってくるかどうか分からないこのタブレット、突っ走るのもいいと思いますけれども、一旦ちょっと立ち止まって、来年度しっかりですね、学校での使用の仕方等々も再度議論しながら先に延ばす必要もあると思います。先ほどの答弁、物が入ってくるかこないかという部分が大いにあると思いますけれども、規約とか企画とかあまり決まっていない状況、学校の先生の指導の仕方とか決まっていない状況で突っ走るのもどうかと思っております。その点お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えをいたします。

タブレットの導入につきましては、当然、学校も今後使っていく中で、まず、スムーズに
というか、いかに学校の授業の中で生かして学習効果を得ていくか、ここが一番重要なと
ころだと思いますので、ここはしっかりと人的なものも含めて支援をしていく必要があると考
えております。その教え方については、テクニックとかそういうのは、県も含めて先生方の研
修等、そういったところも行われていくということで聞いております。

タブレットにつきましては、やはり今こういう状況の中で品薄になっておりますけれども、
全国的に導入を進めていく中で、あとはもう一つ、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ
見えない中で、いろいろな活用、可能性としては、やはり早期に導入をしていく必要がある
と思います。そういったところを含めると、やはり手続としては早め早めにですね——選
定につきましては、しっかりと学校の先生とも協議して機種を選定をやってきたつもりで
ございますので、それに沿った形で、今後もできるだけ早期の導入を目指していきたいと考
えております。

○議長（角田一美君）

8 番稲富雅和議員。

○8 番（稲富雅和君）

分かりました。入札に関しては、私はまだ来年度でもいいかなという思いがありますので、
本当に今年度にタブレットが入ってくるのかこないのか、しっかりと情報収集して入札を
やっていただきたいと思います。

最後に、教育長にこの点について質問をしたいと思います。

先ほど教育次長のほうから、価格とか、動作とか、周辺機器とか、操作性、セキュリ
ティー、サポート面等々、説明がありました。Googleでいいのかなという思いがしておりま
す。でも、全国的に見て、比率でいいますと、iPadが2、Googleが4、Windowsが4という
ことで、多分、県内もそれぐらいの割合で、WindowsとGoogleが半々ぐらいだと認識をして
おりまして、さほど問題はないと思っております。

そういった中で、このG I G Aスクール構想、非常に私はいいと思っておりますし、待ち望
んだ事業だと思っております。でも、一個人として、小学1年生がキーボードを使ってとい
うのがまだまだ信じられない。でも、今の子供はすぐ物事を覚えたり、家庭では多分ユー
チューブだとか、親の使い古しのスマホで遊んだりとかしているのはもちろん分かっています
ので、すぐ平仮名入力だとか、ローマ字入力だとか、できると思っております。

そういった中で、これからこのタブレットが導入されてからの授業の推進の仕方、小学生
は土日休みですので、授業時数が足りない中にこのタブレットを入れての授業となれば、現
場は非常に難しい状況に陥るのじゃないかなという思いがあります。そういったことを全て
含んで、教育長の考え、今後の進み方等々、この企画力は非常に大事だと思っておりますし、
教育長の腕の見せどころだと思っております。

そういった中で、私は低学年はiPadで、英語の授業が始まる小学3年生からはローマ字打ちを教えるとか、キーボードですとか、そういう段階が必要かなと思ったりもしますが、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、今回導入いたしますタブレットの形ですけれども、ノートパソコンと同じような形になります。例えば、この資料で説明いたしますと、A4判で、キーボードがついて、液晶があると。そして、360度回転をさせますと、このようにタッチパネルとなりまして、タブレットとなるというようなことになります。

先ほど御心配をされていましたが、学校ではローマ字は3年生で学習をいたします。ですので、1、2年生は主にタッチパネルでの使用になるかなと思います。

それと、ログイン、いわゆる使えるようになるためにパソコンに入っていきますけれども、それにつきましても、QRコードを使って入れるような配慮をしていくという計画にいたしております。

それと、来年度からタブレットが本格的に導入できると、使えるだろうと思っておりますけれども、これは前の議会でも申しましたように、学習のための一つの道具であります。ですから、不易と流行ということを申しましたけれども、やはりこれまでどおり教科書とノートを使ってしっかり学習をする、特に低学年はそれが大切だと思います。しかし、今回、大切な税金を使って導入を計画しているわけですので、まずは機器に慣れていくということが大切だと思います。たくさんタブレットに触って使えるようになると。しかも、学習効果を出していくということになると思います。初期段階では、いわゆるデジタル教科書のインストールは今のところ考えておりませんので、教科書の学習については現在やっております電子黒板での提示になるかなと考えております。ですので、タブレット自体は調べ学習とか、あるいは観察、そして、何よりドリル的な学習がたくさんできると考えております。だから、教科書とともに効果的な使い方ができるということです。

今後のタブレットの使い方は、やはり使用の基準を教育委員会で作成して、持ち帰りの問題とかも当然出てくると思います——今後のことですね。そういうことも考えながら、使い方を検討していきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

教育長ありがとうございます。今後の課題がですね、やはりそういった使用の基準等々が

あると思います。先ほども言いましたように、子供たちはすぐ慣れるし、我々以上にスピード感があると思っていますので、本当に素晴らしいものをですね、子供たちが快適に使えるように、基準等もしっかり決めた後に入札等を行っていくべきだと思っていますので、再度また議論をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市民会館についてです。

我々総務建設環境委員会でも大分議論等々させてもらいましたけれども、1点だけ質問いたします。

今回、継続費の補正ということで260,000千円、そして、トータルが2,944,000千円という金額を提示されております。こういう世の中でありますので、追加の予算を出して、継続費の予算で次年度までということは仕方ないという思いであります。この件について再度確認させていただきますけれども、入札の在り方の質問をしたいと思います。

建物本体は業者をたたいて安く安くというわけにもいかないと思いますけれども、そこは設計の段階で予算に見合ったものを建ててもらおうということが非常に大事だと思っています。でも、電気とかなんとかそこら辺は、もう入札は終わっているかもしれませんが、設計の中で安くできる分は金額を落として安くしていいと思うんです。まだ公表されておられませんけれども、そこはもう入札が終わったということでもあります。これだけ鹿島市の全体的な予算が逼迫している中で、継続費の補正を出せることはいいとしても、抑えられるところは抑えるというのは非常に大事だと思っています。

改めてお伺いしますけれども、今この市民会館に関してはどのような入札のやり方をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

市民会館の入札につきましては、建築主体を含めて全部で4工種の入札を行ったところがあります。建築主体以外の3工種につきましては、御報告いたしたとおり落札をいたしております。

入札の在り方というか、入札の方法については、条件付きの一般競争入札ということで実施をいたしました。建築主体については、これからまた入札という形になりますので、その入札方法については今後さらに検討していくという形になろうかと思っています。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。

何を言いたいかといいますと、やはり地元でできる分は地元でというのが基本的であります。そしてまた、金額を抑えられる部分はしっかり抑えてもらって、最低価格がないというのもおかしいという議論もあつたりするわけでありましてけれども、そういったのも含めて、できる範囲で、抑えられるところは抑えるというのは肝に銘じていただきたいと思ひますし、これは税金です。29億円の税金を使って鹿島の企業が全然仕事をしていないと、そしてさらに鹿島市の人仕事をしていないというのは、非常に何か鹿島も盛り上がらないし、仮に新しい市民会館ができて活用しようという機運にはならない。税金は鹿島市に落ちるといふのが大前提だと思ひておりますので、地元の企業で市民会館を造るといふのは再度庁舎内で議論してもらって、入札された企業もそれにしっかりと協力してもらおうといふのは市からも再度伝えていただきたいと思ひます。もちろん入札であります。市役所、執行部からも企業さんには言ってもらっていると思ひますけれども、気持ちが大事だと思ひますが、その点どう思われるか、お伺ひします。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

これからの入札の件につきましては、先ほども申し上げましたようにこれからの検討ということで、詳細を詰めていくことにいたしております。

参考までに、第1回目の入札を行ったときの、条件付きの一般競争入札ということで御説明いたしましたけれども、そのときにも当然、市内でできる分は市内でということで条件をつけて一般競争入札を行ったところがございますので、当然、市民会館に限らず、市が発注いたします公共工事等については市内を最優先ということで発注を行っておりますので、そこは念頭に置きながら今後も実施していきたいと思ひております。

以上です。

○議長（角田一美君）

8番稲富雅和議員。

○8番（稲富雅和君）

分かりました。くどいようですけれども、今決まっている電気とか機械設備ですか、舞台ですか、そういったところも、どこが応札されたか分かりませんが、しっかり地元でできるようにお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質問ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。まず、お尋ねをしたいと思ひますのは、補正予算書の27ページ、民生費県

補助金ですね、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金というのが出ていますが、これは説明があったように保育所に対するコロナの予防その他だと思いますが、これに関連して1つお尋ねしたいのは、今、全国的にも、こういう保育園だとか、老人施設とか、学校だとか、そういうところからの集団感染というのがあちらこちらで出ているわけですが、それに絡んで、鹿島市の場合、高齢者施設、デイサービスその他、老人施設、そういうところに対してはこのような対応策というのは考えられていないんですかね。これまで済んでいたら申し訳ありませんが、ちょっと今までのところを私が理解しておりませんので、お尋ねをします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

介護施設等への新型コロナウイルス感染症の予防対策ということであると思いますが、介護予防施設につきましては最近クラスターとか発生しておりますので、そういうふうな予防については、高齢者でもあられますので、非常に大切な部分だと思っております。

介護施設のほうには、国、県のほうから予防対策のマニュアルやら介護予防の実施に当たっての方策について通知、指導等があっておりまして、それらによって介護施設では予防対策が行われているというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の御答弁では、対策に対するマニュアルなどが県から来ているという御答弁だったと思いますが、じゃ、具体的に、いろんな備品、消耗品も要ると思いますが、そういうのに対する財政的な支援というのは県、市含めてこれまでされたのか、考えられていないのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

予防対策についての助成ということですが、この助成については国、県のほうで現在行われていると思います。

それと、コロナが発生した直後の2月、3月、このときはマスクやら消毒液等が県内でも充足しておりませんでしたので、県のほうから市のほうに、マスク、消毒液等の予備等があったら介護施設のほうにそれを分けていただけないだろうかというふうな御相談がありまして、市のほうで介護施設等に調査を行いまして、必要というふうな部分があった介護施設等には消毒液、マスクの配付を行っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっとはつきりしない面もありました。されていると思いますというような御答弁だったと思いますが、いろんなことをなさっていると思いますが、ぜひ十分に高齢者施設、デイサービスその他についても実態を調査して、完全な対策ができるような対応を市としてはお願いをしたいと思います。恐らく今までもされているか分かりませんが、今後まだどこまであるか分からない。幸い、御存じのように鹿島市ではあっておりませんが、佐賀県でも思わぬような方向で今広がってきているというのがありますので、そういうところは十分に対応する必要があると思いますが、これはひとつ市の責任として考えてもらう必要があると私はと思いますが、今後の対応についてお答えがありましたらどうぞ。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

松尾議員お尋ねの介護施設等へのマスク、消毒液等々、感染症防止対策についてという御質問でございます。

これは国、県の対策以外に市で行う分、いろいろあります。一例を御紹介いたしますと、国の制度におきましては幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスクの配付等を行っております。また、県につきましては医療・福祉施設など必要とする施設にマスク、消毒液等の提供が行われております。もちろん市のほうにおきましても、そのような対策を講じているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな対応をされているということですが、出てからでは遅いわけですから、その前の十分な対応を、より以上をお願いをしておきたいと思います。

次に50ページ、インフルエンザ予防接種委託料というのが上がっておりますが、今よく皆さんからお聞きするのは、予防注射をしに行ったけど、ワクチンがないということで断られたという人を何人も聞きます。実は私も今までインフルエンザの予防接種はしたことがなかったんですが、今回はしとかんといかんと思いましたので、早い時期に行きましたら、ワクチンがないと断られました。それで、ほかのところを探して幸い打つことができましたが、つい最近もある病院に行ったときに接種はどうなっているか聞いたら、ワクチンが入らんですよというお答えが返ってきました。

今回、市長の最初の演告のときにも、今回は補助金を出してというようなことで、皆さんがやっぱりせんといかんということで、その気にもなっておりますが、今ワクチン不足の中で、今のような状況で今後どうこれに対応していくのか、今どんな対応が取られているのか、そういう実態について市は把握されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、私たちもこのワクチン不足というふうなことは確認をいたしております。保健センターへもですね、予防接種に行きたいけれども、病院のほうでワクチンがないということで今すぐにはできない、そういったお話も聞きますし、職員の中でもなかなか打てないというふうなお話を聞いております。

そういう中、11月に県の副知事と県内の副市長でのGM会議が開催されております。そのときに副知事のほうから、市から要望したり質問したりする事項はないかというふうなことがありましたので、副市長のほうから、やはりワクチン不足、予防接種を受けたいというふうな方がいらっしゃるけれども、なかなか受けられないというふうな状況があるということで、この状況を是正していただけないだろうかというふうに質問を行っていただきました。要請というふうな形になってくると思いますけれども。その当日に県のほうから各市町の状況調査がございまして、鹿島市はなかなか受けられない方がいらっしゃるということで回答を行っております。その結果を受けてですけれども、県のほうも国のほうにそういうふうな状況はお伝えしていくということで回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

不足しているということは把握されているし、県のほうにも国のほうにもその状況は伝えられているということですが、じゃ、それに対してどういう対応をされようとしているのか。ないということになりますと、本当みんな心配ですよ。今ニュースなんかを見ても、今年はインフルエンザが出ていないというようなニュースも流れておりますから、幸いだと思えますが、これから寒さが増してくる、また、コロナも異常発生というような形にもなっておりますので、やっぱりみんな、インフルエンザ予防接種せんといかんのにねという、その不安はあるわけで、コロナもそうですが、インフルエンザのほうもあるわけで、結局、国にそういう要請をしたけど、国、県はどういうふうな、全体的にワクチンが足りないのかどうか、その辺は私は分かりませんが、その後の対応はどういうふうな、何か連絡は来ていな

いですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

今の段階では、それに対する明確な回答というのは来ておりません。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

どっちにしましても、必要だからこそ補助金まで出して予防接種をとというような形が取られていると思いますので、ただ、状況がこうですじゃなくて、早く流していただくようお願いも続けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最後にしたいと思いますが、これは今日何回も出ていますが、市民会館のことです。

これは私、一般質問にも出していますので、詳しくは申しませんが、どうしても私よく分からないわけですが、それはそれとして、今回2回の入札ができなかったという中で、今までの同じ建物の形で、金額を増やして入札に立ち向かっていくということなわけです。

結論を申しますと、私は今、見栄えのいいものを造るよりも中身の充実したものを造って、そして、それに見合うだけの財政をつぎ込んでいったほうがいいんじゃないかという考えを持っています。今回、2億円云々のお金を増額されるということですが、恐らくこれだけ増やされるということは、設計をされた人とか業者の人とか何遍も協議を重ねて、これなら落ちるんじゃないかというところで増額されているのかなと思いますが、ずばり聞きますが、これで増額して、今のまま入札に出して成功するとお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

お答えをいたします。

ずばりお答えするのが非常に難しいといいますが、入札ですので、応札の業者さんがいらして、札を入れていただいてということになりますので、当然、伊東議員の御質問のときにもお答えしましたけれども、次は必ず落札をしていただけるようにという熱意を持って今までも協議をしてきましたし、そういうつもりでやっているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市民会館の必要性は十分分かります。それと、やっぱりいいものを造りたいという気持ちがあります。これは歴史にも残っていくわけですから、そういうそこそこの文化の象徴でもあると思います。

しかし、やっぱり今の現状の中で、本当にこのまま進んでいいのかなという、私はその心配をいたします。特に今、先ほどから申しておりますが、コロナ関係で、鹿島はまだ発症していないけど、それによって経済的にも市民の暮らしがここまで落ち込んできている、これからどうなるんだろうかと、間もなく年末ですが、越していけるだろうかとおっしゃる方もいっぱいある中で、今どこに財政を使っていかなといかんと、そういう本当に大きな問題があるときに、ぽっと2億何千万円、もちろん来年度の予算になると思いますが——のお金がかかってくると。

そういう面で、私はどうしても今回のこの取組の在り方というのが納得いかないところがあるわけですね。これは御答弁は要りません。一般質問でも行いたいと思いますので。そういうことで、私はどうしても今度の補正予算に対してやりましようやと、市民会館欲しいからやりましようよと、そういう気持ちにならないということだけ申し上げて、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 令和2年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は21ページでございますが、説明は別冊の補正予算書で御説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳入において、新型コロナウイルス感染症に係る減免により国民健康保険税を減額し、国県支出金を増額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。

歳出においては、主に職員の人件費を増額し、新型コロナウイルス感染症に係る減免により過年度還付金を増額するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ12,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,825,976千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

今回補正予算の事項別明細書でございます。

6ページを御覧ください。

歳入でございます。

1款1項1目．一般被保険者国民健康保険税は6,077千円の減額でございます。これは新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免を行うものでございます。

7ページを御覧ください。

3款1項2目．災害等臨時特例補助金は3,646千円の増額でございます。これは新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度分保険税減免に対する国からの財政支援でございます。

8ページを御覧ください。

4款1項1目．保険給付費等交付金は3,552千円の増額でございます。これは新型コロナウイルス感染症に係る国保税減免等に対する県からの財政支援でございます。

9ページを御覧ください。

6款2項1目．一般会計繰入金は人件費等事務費に対する繰入れでございまして、人事異動等に伴う人件費11,377千円の増額でございます。

10ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目．一般管理費は11,443千円の増額でございます。人事異動等に伴う人件費及びコクホライン法改正対応システム改修委託料の増額でございます。

11ページを御覧ください。

6款1項1目．特定健診等事業費は92千円の増額でございます。会計年度任用職員の報酬及び旅費の増額を行っております。使用料及び賃借料、備品購入費は特定健診等システムのバージョンアップに係る予算の組替えでございます。

12ページを御覧ください。

9款1項1目．一般被保険者保険税還付金1,055千円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に伴う過年度還付金の増額でございます。

13ページを御覧ください。

10款1項1目．予備費は、財政調整のため92千円を減額するものでございます。

14ページから19ページは、今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8．議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は22ページでございますが、説明は別冊の補正予算書で御説明いたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正は、歳出のうち職員の人件費を減額し、これに伴い、歳入で一般会計繰入金を減額するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ4,835千円を減額し、歳入歳出予算の総額を437,378千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

今回補正の事項別明細書でございます。

6ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目、事務費繰入金は一般会計からの事務費繰入金でございまして、4,835千円の減額でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費は人事異動等に伴う人件費の減額でございまして、歳入と同額の4,835千円の減額でございます。

8ページから10ページは、今回の補正に伴います給与費明細書でございます。

以上で議案第47号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9、議案第48号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第48号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は23ページをお願いいたします。

内容につきましては、別冊の補正予算書（第1号）により御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、主に当初予算におきまして各会計で仮の人員配置により計上していたものを、本年4月の人事異動に伴い実際の人員を充て、各会計の人件費を積み上げたことなどに伴うもののほか、超過勤務手当の実績及び今後の見込みなどによるものでございます。

内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ26,012千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,932,888千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

6ページをお願いします。

歳入補正の内訳になりますが、一般会計19,378千円の増額、国民健康保険特別会計11,469千円の増額、後期高齢者医療特別会計4,835千円の減額でございます。

次に、7ページをお願いします。

補正の歳出の内訳ですが、報酬2,421千円の増額、給料4,702千円の減額、職員手当等20,097千円の増額、共済費7,902千円の増額、旅費294千円の増額となっております。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第49号

○議長（角田一美君）

次に、日程第10. 議案第49号 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議案の説明に入ります前に、今回の補正予算書の提出に際しまして大変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

今後はチェック体制を構築して、遺漏のないよう細心の注意を払って職務を全うしたいというふうに思っております。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第49号 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は24ページでございます。

令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり提出するものであります。

下水道事業会計補正予算書にて御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）です。

第2条の業務の予定量でございますが、主要な建設改良事業につきましては、（イ）大字納富分、大字重ノ木を中心とする未普及解消事業を30,000千円増の380,000千円といたし、（ロ）祐徳門前地区未普及解消事業を6,800千円増の97,800千円といたすものでございます。2ページをお開きください。

第3条 収益的収入及び支出でございますが、予定額は税を含む額となっております。

収入第1款. 下水道事業収益は56,816千円増の1,094,221千円、支出第1款. 下水道事業費用は23,060千円減の968,460千円となります。

3ページを御覧ください。

第4条 資本的収入及び支出でございますが、これも予定額は税を含む額となっております。

す。

収入第1款. 資本的収入772千円増の1,702,019千円、支出第1款. 資本的支出は33,607千円増の2,001,134千円となります。

また、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,115千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,906千円、当年度分損益勘定留保資金233,209千円で補てんするものとする。」に改めることといたします。

4ページをお開きください。

第5条 継続費であります。これはデザインビルド一括発注、民活イノベを活用した事業で、祐徳門前地区未普及解消事業の継続費の補正となります。

当初計画におきましては、令和2年度の事業といたしまして全て国庫補助路線であるということをご想定しておりましたが、実際には一部単独路線の事業が発生したため、単独路線相当分6,800千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、現在、詳細設計は終わっておりませんので、事業費の総額は変更せず、令和4年度の起債単独費分を令和2年度に付け替える補正といたします。

次に、5ページを御覧ください。

第6条 債務負担行為であります。し尿処理共同化事業と汚泥有効利用施設計画及び公共下水道の全体計画・事業計画の変更は相互に関連性があるということでありまして、一括での発注を予定いたしております。また、本業務は国の要請に基づきまして作成されている県の共同化・広域化計画と整合性を取りながら進めていく必要があります。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症予防対策などの影響によりまして、県の共同化・広域化計画会議が大幅に遅れまして、特に汚泥処理の広域化協議が進んでいないということから、県との協議により、汚泥有効利用施設計画策定業務を来年度以降に実施するというごことといたしました。このため、今年度設定いたしておりました令和3年度から4年度までの債務負担行為を取り消すことといたしましたものでございます。

第7条 企業債は、污水管渠事業の増により企業債の借入れ限度額を920,600千円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第8条でございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでありますが、職員給与費を4,513千円増の98,828千円に改めるものでございます。

第9条 他会計からの補助金は、下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するものでございますが、一般会計からの補助金を70,523千円に改めるものです。

7ページ以降は附属書類となります。

7から10ページは実施計画の変更、11、12ページは資金の流れを示しております予定キャッシュフロー計算書、13から18ページは給与費明細書であります。説明は省略をさせて

いただきます。

19ページをお開きください。

令和2年度鹿島市下水道事業会計予定損益計算書でございます。決算日まで1年間の経営成績を示すものであります。

なお、金額は税抜き表示となっております。

20ページの下から4行目に記載いたしております当年度純利益、これは59,802千円を予定しているところでございます。

21ページを御覧ください。

鹿島市下水道事業会計開始貸借対照表でございます。これは令和2年度期首の貸借対照表となりますが、公営企業法の適用をスタートするに当たり基本となる指標となります。この貸借対照表は別名をバランスシートといたしまして、借方となる資産、それと、貸方となる負債及び資本、これは釣合いが取れたものとなります。

このため、21ページの最終行、資産合計14,756,012千円、これと、23ページの最終行に記載しております負債資本合計14,756,012千円、これが合致していることを御確認いただけたらと思います。

次に、24ページをお開きください。

令和2年度鹿島市下水道事業会計予定貸借対照表でございます。こちらは令和2年度末、期末の貸借対照表となります。説明は省略をさせていただきます。

次に、28ページをお開きください。

令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）に関します明細書となっております。補正の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、収入1款1項、営業収益は、2目、他会計負担金の増、それと、3目、他会計補助金の減によりまして23,380千円減の493,446千円となります。

3目の他会計補助金は、汚水施設に係る維持管理費用でありましたので、次の2項であります営業外収益へ移管したものでございます。

1款2項、営業外収益は、営業収益から移管いたしました1目、他会計補助金の増、それと、2目、他会計負担金の減、29ページになりますが、3目、補助金の減、そして、4目、長期前受金戻入及び5目の消費税及び地方消費税還付金の増によりまして、71,082千円増の571,401千円となります。

次に、1款3項、特別利益は、令和元年度事業に対する申告に基づき還付される消費税及び地方消費税の還付金であります。9,114千円の増でありまして、29,374千円となります。

以上、下水道事業収益は、28ページ、表の最上段1行目に記載しております56,816千円増でございます、1,094,221千円となります。

30ページをお開きください。

次に、支出の説明をいたします。

1款1項. 営業費用は、7月豪雨の影響によりまして、2目. ポンプ場費を増額いたしております。

31ページになりますけれども、3目. 処理場費は浄化センター運転管理業務委託費の落札減などによる減、それと、5目の総係費の減は公共下水道事業全体計画等の後ろ倒し等によるものでございます。また、6目. 減価償却費の減は精査によるものでありまして、7目. 資産減耗費の増、これはポンプ場の建設に伴います除却費の増となっております。

以上、下水道事業費用、これは30ページにお戻りいただきまして、1行目に記載しております23,060千円減の968,460千円となります。

33ページをお開きください。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明をいたします。

最初に、収入の部でございますが、1款1項. 企業債は31,500千円増の920,600千円でございます。

1款2項. 他会計負担金は38,224千円減の19,015千円。

同じく3項. 他会計補助金は2,586千円増の26,128千円となります。

1款4項. 国庫補助金、4,000千円増の709,500千円でございます。

以上、資本的収入は、1行目に記載しておりますが、772千円増の1,702,019千円となります。

次に、35ページの支出の部でございます。

1款1項. 建設改良費は、主に1目の管渠建設改良費の増によりまして、資本的支出は33,607千円増の2,001,134千円となります。

以上で令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

7番議員の中村です。冒頭お話がありましたけど、1回のミスだったらいいかもしれないけど、これは全協のほうで説明があったときに改めて確認した際には、大丈夫ですということでしたけど、2回目のミスがあったので、再発しないように聞きたいと思います。

今回、先ほど説明があったバランスシート——貸借対照表ですね——の資産と負債の合計が合っていなかったと。通常、これが企業だったら初歩中の初歩のミスに気づかなかったということになります。

まず、お聞きしたいんですけど、再発防止のためにこれを部長はどう考えているのか。再

発を防止するために、部のほうでどういうふうな対応とか再発防止を考えているのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

今回のミスに関しましては、チェック体制の甘さというのが確かにあったかと思っておりますので、そこら辺は間違いがあるものという見方で必ず見つけるようにチェック体制に努めまして、担当者、係長、補佐、課長、そしてまた部長まで来ると思っておりますので、そこら辺のチェックの積み重ねでこのミスを防いでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

チェックをしてからミスを防いでいくということですけど、今もずっとチェックされて、こういうふうなことが起こっていると思います。みんながチェックして、印鑑を押して行って、私たちも出されたときにチェックしていなかったのもあれですけど、その数字の間違いいというのはやっぱり犯してはいけないような間違いなんですよね。もちろんチェックは今までもされているけど、間違った。でも、起こらないようにどうしていくのか考えるのが皆さんのお仕事だと思いますので、再発しないように。

僕が見る限り思ったのは、会社とかの貸借対照表では、左側が資本で右側が負債で1ページにまとめた数字もありますもんね。資産と負債及び資本を1ページにまとめてあると数字が比べられるからですね。そういったミスがあったら、こういった事態も起こっているのかなと思います。

前にも申し上げたけど、下水道関係の仕事、予算って、どんどん今いろんな事業をされているから大きくなっていますもんね。大きい事業があるから、これは課自体の人員が足りなかったのか、もしくは、やっぱりお金が多くなったらそれだけ仕事量も増えるから、そこら辺が、予算が多いのかなというふうな疑問が生じています。

同じようなミスでいうと、水道課もたしか企業会計になったときに数字のミスが続いたんじゃないかなと思います——うろ覚えですけど。企業会計とかなったときは、そういったおそれがあるので、しっかりと気をつけてもらいたい。そして、再発防止に向けて、企業の決算書とかは一覧で出ているのがあるので、そういったので数字が比べやすかったら、数字がぱっと私たちも分かるのかなというふうな——これは提案ですけど。でも、普通の企業であっても、それは小さいところであっても起こったらいけないような間違いなので、十分注

意をされて業務に当たってほしいというふうに思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

大変申し訳なく思っております。

先ほど部長のほうからもチェック体制ということで答弁いたしておりますが、私も同様、チェック体制の甘さといいますか、書類そのものを信頼して見ていたというところの落ち度があることは確かでございます。

今後、企業会計に移行したということで、財務三表と言われます損益計算書、キャッシュフロー、それと貸借対照表、この3表につきましては連動性がございます。したがって、例えば、損益計算書の当年度未処分利益剰余金と貸借対照表の当年度未処分利益剰余金、これは一致するものというようなところがありますので、そこら辺のチェック体制を今後構築して、来年度以降の事業経営に邁進していきたいというふうに思っております。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。私も一、二点ちょっとお聞きをします。

この下水道事業の会計がちょっと変わってきたということで、私たち議員もこの資料を見て、非常に見づらいんですね。今、中村一堯議員からもあったんですけど、基本的に、私も商業科を出ていますから、ある程度の、普通の損益計算書とか貸借対照表とか、そういうふうなのは分かるんですけど、これはA4の紙でやっているじゃないですか。この損益計算書と貸借対照表は、もう一つこれの大きいサイズで両方、借方、貸方というか、そういうふうにしたほうがいいんじゃないですか。そのほうが分かりやすいような気がします。それがまず1点。

それと、これは企業会計のソフトはないんですか。普通、そこに当て込んだら多分、借方、貸方、右左同じになってくると思うんですけど、エクセルみたいに、これはどういうふうになっていますか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

まず、様式の点につきましてでございます。

今現在、水道事業が公営企業会計ということでこの様式を使われております。その影響も

ありまして、下水道事業としても同様式ということで行っております。

今、御指摘のように、一般企業のほうでは貸借対照表が貸方と借方という形の対比の表で表示されているところを見受けられるわけですが、そこら辺の様式について今後できるものなのかどうなのか、ちょっとそこら辺は検討させていただきまして、今後反映できればというふうに考えております。

それと、2点目のシステムの件でございます。

今回錯誤をいたしておりますのは、期首に当たります開始貸借対照表でございます。これは令和2年4月1日現在の財務諸表でございますが、この時点におきましてはシステムが構築されていないということと、特別会計からの移行に関しまして打ち切り決算をいたしております。その関係で、手入力で作成する数字、箇所がございまして、エクセルのほうに手入力を入力したというところが、今回ほかの財務諸表に影響しなかったということでございます。

なお、予定の貸借対照表、これは3年3月31日現在の諸表になりますが、これにつきましては手入力に関係する項目はございませんので、システム的に反映をいたして数字的には合ったような形です。ただ、該当しない項目があるところを削除いたすときに、本来表示するべきところを非表示にしてしまったというところがあって、併せて錯誤を起こしてしまったという状況でございます。

来年度以降はシステムが構築されますので、期首、あるいは期末、これに関しましてシステムが反映した数字で計算されますし、不都合があるときには、赤字表示なのか、ブザーなのか表示がされて、錯誤というか、数字的なところの間違いは解消されるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、担当課長の話聞いていて、手入力をして、そこで間違いに気づくことができなかつたと。来年度になればソフトみたいなのができるだろうと。そしたら、一番最初の部長の答弁は違うでしょう。下から係長とか、主査とか、課長とか、部長が見ていて、そこでチェックをしていくて。分からないでしょう。そういうのは今までもやっていたんじゃないんですか。今まで担当の課長以下、係長か課長補佐に全部任せたんですか。どこまでチェックしているんですか。これについて答弁をしてください。課長じゃなくていいです。部長。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

今回の間違いにつきましては、当初、担当者も最初の作成段階ではバランスを取っていたはずなんです。途中で、ある収入をどこに割り振るかということで手直しをしていく段階で、どうもバランスを崩してしまったということでもありますので、そこら辺は再度、最終的なバランスを取るのが大前提ですので、そこら辺の基礎的なチェックを行うように心がけたいと思っておりますし、上司のほうも、合っているものというんじゃなくて、間違いがあるという形でチェックをしていくように心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私たち議員に資料が渡った分を、一つ一つ全て電卓はじいて計算するわけじゃないんですよ。出されたものが正確なものなんだろうという前提の上で議論を始めるんですよ。ですから、今回この議案審議に何とか間に合って修正ができたからよかったですよ。これをこの後、可決をした後に修正なんて出てきたら大変なことですよ。

ですから、環境下水道課に限らず、どこの課もそうですけど、これから新年度予算に年明けたら入ってきますよ。しっかりとそのあたり庁舎内で構築をしていただいて、こういうふうなことが起こらないように、それをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明4日午前10時から開き、議案審議を行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時35分 散会